

令和 7 年 第 1 回 (1 月)

粕屋町議会臨時会会議録

令和 7 年 1 月 16 日 開会

令和 7 年 1 月 16 日 閉会

粕屋町議会

令和7年第1回（1月）粕屋町議会臨時会会議録（目次）

第1号 1月16日（木）

・開 会	6
・会議録署名議員の指名	6
・会期の決定	6
・議案等の上程（議案第1号～第11号）	6
・議案等に対する質疑	9
・議案等の委員会付託	9
・委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決	10
議案第1号 粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 について	10
議案第2号 粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 について	10
議案第3号 粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部 を改正する条例について	12
議案第4号 粕屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例について	13
議案第5号 令和6年度 粕屋町一般会計補正予算について	15
議案第6号 令和6年度 粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について	15
議案第7号 令和6年度 粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について	15
議案第8号 令和6年度 粕屋町介護保険特別会計補正予算について	15
議案第9号 令和6年度 粕屋町水道事業会計補正予算について	15
議案第10号 令和6年度 粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算につ いて	15
議案第11号 和解及び損害賠償の額を定めることについて	20
・閉 会	23

令和7年第1回（1月）

粕屋町議会臨時会

令和7年1月16日（木）

令和7年第1回（1月）粕屋町議会臨時会会議録（第1号）

令和7年1月16日（木）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 議案等の上程
- 第4. 議案等に対する質疑
- 第5. 議案等の委員会付託
- 第6. 委員長報告
- 第7. 委員長報告に対する質疑
- 第8. 討論
- 第9. 採決

2. 出席議員（16名）

1番 古 家 昌 和	9番 川 口 晃
2番 田 代 勘	10番 田 川 正 治
3番 杉 野 公 彦	11番 福 永 善 之
4番 宮 崎 広 子	12番 久 我 純 治
5番 末 若 憲 治	13番 本 田 芳 枝
6番 井 上 正 宏	14番 山 脇 秀 隆
7番 案 浦 兼 敏	15番 安 藤 和 寿
8番 鞭 馬 直 澄	16番 小 池 弘 基

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した議会局職員（2名）

議 会 局 長 白 井 賢 太 郎 議 会 局 係 長 松 永 泰 治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（12名）

町 長 箱 田 彰 副 町 長 池 見 雅 彦

教 育 長	西 村 久 朝	総 務 部 長	新 宅 信 久
住民福祉部長	神 近 秀 敏	都市政策部長	田 代 久 嗣
教育委員会事務局次長	堺 哲 弘	総 務 課 長	豊 福 健 司
経営政策課長	吉 田 勉	協働のまちづくり課長	高 榎 元
介護福祉課長	古 賀 みづほ	上下水道課長	黒 田 道 明

(開会 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

本日1月16日は、禁酒の日ということでございます。昔、アメリカの禁酒法に由来するのではないかとといったような説もございます。これより、お酒を飲まれる方は休肝日を作るというようなことも大事かなと思っておりますけれども、まず私が何とかそれを実現できるようにしないとイケないかなとは思っておりますけれども。

それでは、ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から令和7年第1回粕屋町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

◎議長（小池弘基君）

日程第1.「会議録署名議員の指名」をいたします。

今臨時会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において9番、川口晃議員及び11番、福永善之議員を指名いたします。

◎議長（小池弘基君）

日程第2.「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

日程第3.「議案等の上程」を行います。

配付いたしておりますように、本臨時会に町から提出されました議案は、11件であります。

提案理由の説明を求めます。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

◎町長（箱田 彰君）

おはようございます。

本日、令和7年第1回粕屋町議会臨時会を招集いたしましたところ、何かと年の

当初でお忙しい中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

明日1月17日の、正に30年前、阪神淡路地区を襲った大震災が発生いたしました。その30年目に当たる追悼の日であろうと思います。お亡くなりになった方6,434人をはじめ、死傷者が5万人を超え、高速道路の倒壊をはじめ、大規模な家屋の倒壊・焼失が発生した未曾有の大地震でございました。つい3日前の13日も、宮崎県沖で発生した地震も南海トラフ地震の予兆とも取れるようなものでございました。いつなんどき、どこで起こるか分からない災害に対する危機感、そして防災意識の高まりを正に共有する必要があるかと感じております。本年は、町全体で防災を考える日、住民と一緒に防災意識を高める、そういう年にしたいなと思っております。

◎町長（箱田 彰君）

それでは、「議案の上程」を行います。

本日の臨時会に町から提案いたします議案は、条例の改正が4件、令和6年度補正予算が6件、和解及び損害賠償額の決定が1件、以上11件でございます。

順に、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、「粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正法案が、国会におきまして、令和6年12月17日に可決成立いたしましたので、国家公務員の給与改定に準じまして、一般職の職員給与を改定するものでございます。今回の改正の概要といたしましては、第1に、官民給与の較差2.76%を解消するため、初任給及び若年層に特に重点を置き、給料月額を平均3.0%引上げるものでございます。第2に、賞与について、民間の支給割合との均衡を図るため、支給月数を年間4.5月分から4.6月分へ0.1月分の引上げ改定を行うものでございます。

次に、議案第2号は、「粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第3号は、「粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

議案第2号と第3号は、いずれも人事院勧告に基づき、国の特別職国家公務員の給与改定に準じまして、期末手当の支給月数を年間3.4月分から3.45月分へ、0.05月分の引上げ改定を行うものでございます。

次に、議案第4号は、「粕屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

議案第1号で提案いたしました一般職の職員の給与改定に準じて、賞与の支給月数を年間4.5月分から4.6月分へ、0.1月分の引上げ改定を行うものでございます。

また、給与改定を適用する時期について、正規職員との均衡を図るため、正規職員と同様の適用時期となるよう、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第5号は、「令和6年度粕屋町一般会計補正予算について」でございます。

今回の補正予算は、国の補正予算の成立により、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、追加で交付限度額が示されたことに伴い、本交付金を活用して実施する、住民税非課税世帯に対する給付に関するものでございます。また、人事院勧告に基づく給与改定に係る人件費を計上しております。今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億199万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を226億1,390万6,000円とするものでございます。歳入といたしましては、国庫支出金を1億4,625万円増額するものでございます。また、財源不足を補うため、財政調整基金から5,574万6,000円の繰入れを計上しております。一方、歳出といたしましては、価格高騰緊急支援給付金給付事業費を1億4,625万円、人事院勧告に基づく給与改定に係る人件費について、各事業費の総額で5,574万6,000円を増額するものでございます。

次に、議案第6号は、「令和6年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」でございます。

今回は、給与改定に伴う人件費として、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ182万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億3,292万3,000円とするものでございます。歳入といたしましては、繰入金を182万3,000円増額し、歳出といたしましては、総務費を182万3,000円、保健事業費を62万1,000円増額し、予備費を62万1,000円減額するものです。

次に、議案第7号は、「令和6年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」でございます。

今回は、給与改定に伴う人件費として、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ37万円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億2,779万7,000円とするものでございます。歳入といたしましては、繰入金を37万円増額し、歳出といたしましては、総務費を37万増額するものでございます。

議案第8号は、「令和6年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」でございます。

補正の内容としましては、給与改定に伴う人件費の増額でございます。保険事業勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ460万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億3,799万4,000円とするものでございます。歳入は、国庫支出金を77万8,000円、支払基金交付金を33万5,000円、県支出金を38万

9,000円、繰入金を310万1,000円増額し、歳出は、総務費を183万円、諸支出金を31万7,000円、地域支援事業費を245万6,000円増額するものでございます。

次に、介護サービス勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ31万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,417万9,000円とするものでございます。歳入は、繰入金を31万7,000円増額し、歳出は、総務費を31万7,000円増額するものでございます。

次に、議案第9号は、「令和6年度粕屋町水道事業会計補正予算について」でございます。

補正の内容としましては、給与改定に伴う人件費の増額でございます。収益的支出につきまして、営業費用を238万円増額し、9億8,523万5,000円とするものでございます。

次に、議案第10号は、「令和6年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」でございます。

補正の内容としましては、給与改定に伴う人件費の増額でございます。収益的支出につきまして、営業費用を131万円増額し、12億6,602万7,000円とするものでございます。

最後に、議案第11号は、「和解及び損害賠償の額を定めることについて」でございます。

令和6年11月27日に戸原北三丁目において発生した、住民福祉部介護福祉課所管の福祉巡回バスが、粕屋町在住個人所有の木造倉庫の軒と接触した事故について、相手方に対し、損害賠償の額を定め和解しようとするもので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

何とぞ、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

(町長 箱田 彰君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

日程第4.「議案等に対する質疑」に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長（小池弘基君）

日程第5.「議案等の委員会付託」についてお諮りいたします。

本日上程されました1号議案から4号議案、11号議案につきましては、付託表の

とおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。また、5号議案から10号議案については、「地方自治法」第109条第1項及び「粕屋町議会委員会条例」第5条の規定により、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、予算特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長は、申合せ及び協議により、委員長に井上正宏議員、副委員長に末若憲治議員であります。

ただ今から、委員会審査のため、本会議を暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時43分)

(再開 午前11時50分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議案第1号「粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第2号「粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、以上、2議案を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

末若総務建設常任委員会委員長。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 登壇)

◎5番（末若憲治君）

議案第1号「粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第2号「粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、付託を受けました総務建設常任委員会での審査の経過と結果について一括して御報告をいたします。

まずは、議案第1号「粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正法案が、国会において、令和6年12月17日に可決成立したので、国家公務員の給与改定に準じて、一般職の職員給与を改定するものです。今回の改正の概要としては、第一に、官民給与の較差2.76%を解消するため、初任給及び若年層に特に重点を置き、給料月額を平均3%引き上げるものです。第二に、賞与については、民間の支給割合との均衡を

図るため、支給月数を年間4.5月分から4.6月分へ、0.1か月分引上げ改正を行うものです。

委員会では、若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象にしているという人事院勧告ではあるが、特別昇給や職員表彰等も検討し、中間層以上のベースアップについてもしっかり検討してほしい旨の意見が出ております。

慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第2号「粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」です。

人事院勧告に基づき、国の特別職国家公務員の給与改定に準じて、期末手当の支給月数を年間3.4月分から3.45月分へ、0.05月分の引上げ改定を行うものです。こちらのほうも同様に一括して審査を行いましたので、議案第1号と委員会内容の審査については同じでございます。

慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第1号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

次に、議案第2号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第2号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

議案第3号「粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

山脇議会運営委員会委員長。

（議会運営委員会委員長 山脇秀隆君 登壇）

◎14番（山脇秀隆君）

議案第3号「粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」、付託を受けました議会運営委員会での審査の経過と結果について御報告いたします。

議案第3号「粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」は、人事院勧告に基づき、国の特別職国家公務員の給与改定に準じまして、期末手当の支給月数を年間3.4月分から3.45月分へ、0.05月分の引上げ改定を行うものでございます。令和6年度分は遡及して支払われ、令和7年度は6月と12月に1.725月分ずつ支払われます。

意見といたしましては、元の報酬を考える時期に来ている。全国的に議員の成り手不足が課題となっていて、無投票の自治体も多く見られます。粕屋町近隣町との比較でも、議員報酬が低いという現状があります。執行部においては、報酬審議会を立ち上げ、今の現状をどのように考えているのか、判断してもらいたいという御意見でございました。

議会運営委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(議会運営委員会委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので質疑を終結いたします。
これより、議案第3号の討論に入ります。
まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。
これより、議案第3号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。
よって、議案第3号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

議案第4号「粕屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。
末若総務建設常任委員会委員長。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 登壇)

◎5番(末若憲治君)

議案第4号「粕屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、付託を受けました総務建設常任委員会での審査の経過と結果について御報告をいたします。

議案第4号「粕屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、議案第1号で提案があった一般職の職員の給与改定に準じて、会計年度任用職員の賞与の支給月数を年間4.5月分から4.6月分へ、0.1か月分引上げ改定を行うものです。また、給与改定を適用する時期について、正規職員との均衡を図るため、正規職員と同様の適用時期となるように、所要の改正を行うものです。

先に報告しました議案第1号と同様の意見でしたので、委員会での審査の経過については、割愛をいたします。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 降壇)

(チャイムの音)

◎議長(小池弘基君)

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(小池弘基君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第4号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(小池弘基君)

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(小池弘基君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

議案第5号「令和6年度粕屋町一般会計補正予算について」、議案第6号「令和6年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」、議案第7号「令和6年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」、議案第8号「令和6年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」、議案第9号「令和6年度粕屋町水道事業会計補正予算について」、議案第10号「令和6年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」、以上、6議案を一括して議題といたします。

これらの案に関し委員長の報告を求めます。

井上予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 井上正宏君 登壇)

◎6番（井上正宏君）

議案第5号から議案第10号まで、令和6年度粕屋町一般会計補正予算について、付託を受けました予算特別委員会での審査の経過と結果について報告します。なお、審査の経過については、議長を除く議員全員によります審査ですので、要点のみ報告します。

議案第5号。今回の補正予算は、国の補正予算の成立により、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について追加で交付限度額が示されたことに伴い、本交付金を活用して実施する、住民税非課税世帯に対する給付に関するものです。また、人事院勧告に基づく給与改定に係る人件費が計上されております。今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億199万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を226億1,390万6,000円とするものです。歳入としましては、国庫支出金を1億4,625万円増額するものです。また、財源不足を補うため、財政調整基金から5,574万6,000円の繰入れを計上しております。一方、歳出としましては、物価高騰緊急支援給付金給付事業費を1億4,625万円、人事院勧告に基づく給与改定に係る人件費について、各事業費の総額で5,574万6,000円を増額するものです。

予算特別委員会で慎重に審査しました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告します。

議案第6号「令和6年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」。

今回は、給与改定に伴う人件費として、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ182万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億3,292万3,000円とする

ものです。歳入としましては、繰入金を182万3,000円増額し、歳出としましては、総務費を182万3,000円、保健事業費を62万1,000円増額し、予備費を62万1,000円減額するものです。

予算特別委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告します。

議案第7号「令和6年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」。

今回は、給与改定に伴う人件費として、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ37万円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億2,779万7,000円とするものです。歳入としましては、繰入金を37万円増額し、歳出としまして、総務費を37万円増額するものです。

予算特別委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告します。

議案第8号「令和6年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」。

今回は、給与改定に伴う人件費の増額として、保険事業勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ460万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億3,799万4,000円とするものです。歳入は、国庫支出金を77万8,000円、支払基金交付金を33万5,000円、県支出金を38万9,000円、繰入金を310万1,000円増額し、歳出は、総務費を183万円、諸支出金を31万7,000円、地域支援事業費を245万6,000円増額するものです。

次に、介護サービス勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ31万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,417万9,000円とするものです。歳入は、繰入金を31万7,000円増額し、歳出は、総務費を31万7,000円増額するものです。

予算特別委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告します。

議案第9号「令和6年度粕屋町水道事業会計補正予算について」。

補正の内容としましては、人事院勧告に基づく給与改定に伴い人件費を増額するものです。収益的支出につきまして、営業費用を238万円増額し、9億8,523万5,000円とするものです。

予算特別委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告します。

議案第10号「令和6年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」。

補正の内容としましては、人事院勧告に基づく給与改定に伴い、人件費を増額するものです。収益的支出につきまして、営業費用を131万円増額し、12億6,602万7,000

円とするものです。

予算特別委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告します。

(予算特別委員会委員長 井上正宏君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

これらの案につきましては、委員長の報告のとおり、議員全員によります審査を行っています。

よって質疑を省略し、これより議案第5号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。福永議員。

◎11番（福永善之君）

議案5号、一般会計予算に反対します。

反対の理由は、住民税非課税世帯への給付事業に賛同できないからです。2023年の日本人一人当たり、名目国内総生産GDPは、米ドルで3万3,849ドルでした。日本は隣国の韓国に抜かれ、経済協力開発機構OECD加盟国中、22位に後退したようです。約30年間賃金が停滞、物価の上昇が続いている、経済成長が見込めない、それが現在の日本です。本日からガソリン価格が上がり、例えばガソリンスタンド店の小売価格は、レギュラーガソリンが1ℓ当たり180円台に突入するところが出てきています。先週までは1ℓ当たり160円から170円でした。また、民間の調査会社、帝国データバンクが国内の主な食品メーカー195社の発表をまとめたところ、2025年、今年1月から4月までに値上げされる予定の食品は、1,000品目を超えるようです。

つまり、今後も国民が自由に使えるお金、可処分所得が減っていくことが予想されます。国は、財政は厳しいと言いながら、一部の層に給付金を配る施策を頻発しますが、物価高に苦しめるのは、一部の層だけでしょうか。給付金を配る財政的な余裕があるならば、既存の税金を減らすべきではないでしょうか。国には、税金を取ってそれを一部の層にばらまくという施策の発想の転換を求めます。

以上の観点から、この議案に反対します。

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これより、議案第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第6号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第6号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第7号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第8号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第9号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第10号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

議案第11号「和解及び損害賠償の額を定めることについて」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

井上文教厚生常任委員会委員長。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 登壇)

◎6番（井上正宏君）

議案第11号「和解及び損害賠償の額を定めることについて」、付託を受けた文教厚生常任委員会での審査の経過と結果について報告します。

議案第11号は、令和6年11月27日に戸原北三丁目において発生した、介護福祉課所管の福祉バスが、粕屋町在住個人所有の木造倉庫の軒と接触した事故について、相手方に対し、損害賠償の額を定め和解しようとするものです。和解の主な内

容としましては、本件事故による損害賠償金として相手方に4万7,300円を支払い、本件和解のほか、双方に一切の債権債務関係がないことを確認するもので、「地方自治法」第96条第1項第12号及び13号の規定により、議会の議決を求められたものです。

審査の中で、家の軒が道路の境界を越えているのではないかという質疑に、出ていない確認をして保険を適用したとの答弁。また、事故が起きた原因に対しての質疑では、この場所は危険な場所なので、ドライバーに事前に注意喚起、車両の指導をしているという答弁でした。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告します。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。
これより、議案第11号の討論に入ります。
まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。
これより、議案第11号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。
よって、第11号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。
お諮りいたします。
本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則

第45条の規定により、議長に一任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に一任していただくことに決定いたしました。

町長から発言の申し出がっておりますので、これを認めます。

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

令和7年第1回臨時議会の閉会に当たりまして、自席からではございますが、一言御挨拶申し上げます。

本日提案いたしました、給与改定に係る人件費や物価高騰対応重点支援事業を中心とした補正予算など、全ての議案に御賛同いただき、議決をいただきましたことに対して、心から感謝を申し上げます。

今後の物価高騰対応重点支援臨時交付金につきましては、今回の補正予算に計上した給付に関するもの以外で、国が示す推奨メニューに沿った物価高騰対策事業を今後展開してまいります。この総額9,930万円の人事交付金につきましては、国の本省繰越を行い、令和7年度当初予算以降に順次計上いたしながら支援を行ってまいります。どうかよろしく申し上げます。

さて、新年の年明けと同時に非常に厳しい寒さが続いております。あわせて、インフルエンザそしてまた新型コロナウイルス感染、これらの感染症も多く発生しております。どうか体調管理には議員各位、御留意いただきますようお願い申し上げますとともに、今後の議員各位の御活躍を祈念いたしております。以上のことから、閉会に当たっての私の御挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

◎議長（小池弘基君）

これもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和7年第1回粕屋町議会臨時会を閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、令和7年第1回粕屋町議会臨時会を閉会いたします。

(閉会 午後0時25分)

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 小 池 弘 基

署名議員 福 永 善 之

署名議員 川 口 晃